

岡山武道館
指定管理者募集要項

令和8年8月
岡山県

岡山武道館指定管理者募集要項

岡山県（以下「県」という。）では、武道その他スポーツを通じて県民の心身の健全な発達を図るため、岡山武道館（以下「武道館」という。）を設置しており、その施設及び設備の管理・運営に関する業務について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者制度を導入している。

この募集要項は、岡山武道館条例（昭和 45 年岡山県条例第 51 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、武道館の指定管理者を公募するに当たり、その手続き、審査方法等を示すものである。

[公募等の概要]

■公募の目的

指定管理者制度の導入により、武道館の管理運営について、民間活力を生かし、県民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とする。

■指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

■指定管理者の募集方法及び選定方式

公募し、その事業計画書の内容を審査して、指定管理者候補を選定する。

■審査方法

「環境文化部指定管理者候補選定委員会」を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行い、指定管理者候補を選定する。

■選定結果の通知等

選定結果は、申請者に通知するとともに、県のホームページ等において公表する。

■指定管理者の指定等

指定管理者候補を指定管理者として指定する議案を県議会に提案し、議会で議決された場合は、指定管理者に指定し、当該指定管理者と協定を締結する。

■問い合わせ先（以下「事務担当窓口」という。）

岡山県環境文化部スポーツ振興課企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号（岡山県庁 7 階）

TEL：086-226-7440（直通） / FAX：086-225-0260

URL：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>

E-mail：sposhin@pref.okayama.lg.jp（標題に「指定管理者の件」と記載すること。）

1 対象施設の概要

(1) 名 称

岡山武道館

(2) 所在地

岡山県岡山市北区いずみ町二丁目1番8号

(3) 開 館

昭和45年11月1日

(4) 設置の目的

武道その他スポーツを通じて県民の心身の健全な発達を図ること。

(5) 施設の規模

ア 敷地面積 6,052.00 m²

イ 延床面積 5,550.29 m²

ウ 構造及び階数

主 道 場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造／地下1階、地上2階建

練習道場 鉄骨造／1階

(6) 職員構成及び職員数（令和8年4月現在）

常勤職員 5名（うち管理責任者1名）

非常勤職員 1名

計6名

(7) 主な企画事業（令和7年度）

事業名	開催日	参加者
武道学園	令和7年4月9日～令和8年3月14日 毎週火～土曜日	延べ2,077人
中・高校剣道勝抜き大会	令和7年8月1日	400人
社会人柔道優勝大会	令和7年11月30日	1,000人

(8) 利用状況等

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
主道場※	1,149人	31,219人	30,600人	38,590人
練習道場	8,314人	8,868人	7,643人	9,196人
計	9,463人	40,087人	38,243人	47,786人
利用料金収入	3,974,970円	15,224,313円	15,186,815円	17,867,301円

※主道場は、令和3年10月から令和5年1月まで改修工事により閉場

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う武道館の管理の基準は、条例、岡山武道館条例施行規則（平成20年岡山県規則第20号）、岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則（昭和55年岡山県規則第9号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）、岡山武道館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な管理業務については、仕様書を参照すること。

- (1) 武道館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可及び利用料金の徴収等に関すること
- (2) 施設等の維持管理に関すること
- (3) 施設等の利用促進に関すること
- (4) 条例第2条に規定する業務の実施に関すること
- (5) 利用者アンケート調査の実施に関すること
- (6) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ振興に関し必要な業務及び武道館の運営に関すること

なお、清掃や警備といった個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。

指定管理者は、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により自主事業を実施できるものとする。

4 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

ア 施設の管理運営に要する経費（施設等の修繕及び備品の更新並びに補充に要する経費を含む。）に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

今回公募する期間（5年間）における指定管理料の限度額は、61,845 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であり、年度ごとの限度額は、12,369 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。当該税相当額は、当該限度額及び年額の110分の10に相当する額である。

なお、収支予算書（様式2）において、上記の限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とする。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定（以下「包括協定」という。）において定めるものとする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税率等を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定書において規定する。

※賃金・物価スライドの内容や包括協定書の標準例については、指定管理者制度運用

の手引き（令和 8 年 7 月改定版）を参照すること。

【包括協定書における賃金・物価スライドの規定内容】

責任の分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度の 11 月 1 日）があったときは、別紙の算定方法によって算定した額により、指定管理料を変更するものとする。

(ア) 100 に、令和 8 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率をいう。）に 1 を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第 2 位を四捨五入）が 100 以外のとき

(イ) 令和 7 年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を 100 とした場合の、各年度の前年度の 10 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値（小数点以下第 2 位を四捨五入）が 97 未満のとき又は 103 を超えるとき

エ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税率等の変更等を踏まえ、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）により定めるものとする。

オ 自主事業に要する経費への指定管理料の充当は、当該自主事業収入の額の範囲内に限り認めるものとする。

カ 指定管理料は、原則として、精算行為は行わないこととする。

キ 指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに支払う。支払の時期、方法については、年度協定において定める。

(2) 利用料金等

ア 武道館は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設等の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営等に要する経費に充てるものとする。なお、指定管理者が自ら行う事業に係る収入も同様とする。

イ 利用料金の額（消費税分を含む。）は、条例第 10 条第 2 項の規定により、指定管理者が岡山県知事（以下「知事」という。）の承認を受けて設定するものとする。

ウ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、県と協議の上、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金を減免することができる。

(3) 剰余金

管理業務に係る収支決算の結果、剰余金が生じた場合には、当該剰余金の額の 2 分の 1 に相当する額を県と指定管理者それぞれの収入とする。

(4) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る会計は、指定管理者となる法人等の他の事業の会計とは区分して経理するとともに、専用の口座で管理すること。

6 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号いずれかに該当する者
 - (エ) 岡山県の指名停止措置を受けている者
 - (オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (カ) 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (キ) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (イ) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、グループを構成したことを証する書面（標準例）を添付すること。この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
- イ 当該グループの全構成員が、(1) の応募資格を有する必要があること。※注
- ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
- エ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

※(1) のアの要件については、施設内での事故など緊急事態等に対して即時に適切な対応ができることを確保するため設けているものであることにかんがみ、当該グループの代表となる法人等（代表団体）が要件を充たしている場合など、施設が提供するサービス内容や施設・設備の内容等から、当該グループの構成員の一部が当該条件を充たしていない場合であっても、前記した要件設定の趣旨を損なわないと判断される場合には、必ずしも構成員全員に課す必要はないこととする。

7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年8月18日（火）から同年10月19日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

事務担当窓口＜1頁参照＞

ウ 配布方法

配布期間内に事務担当窓口で直接受け取ること。

郵送を希望する場合には、宛先を明記し、510円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号（A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの））を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便でアの期間内にイの場所へ請求すること。

※スポーツ振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 募集説明会（現地説明会）の開催

ア 日時及び場所

日時：令和8年9月1日（火） 午後1時30分から午後3時頃まで

場所：岡山武道館

イ 説明会の内容

募集要項、仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

(ア) 募集要項、仕様書等資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。

(ウ) 参加できる人数は、一法人等につき2名以内とする。（共同応募の場合は、グループで2名以内とする。）

(3) 募集説明会への参加手続

募集説明会への参加を希望する法人等は、募集説明会参加申込書（様式A）に所定事項を記載の上、持参、メール又はファクシミリにより申し込むこと。

なお、メール又はファクシミリにより申込を行う場合は、送付した旨を電話にて事務担当窓口連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 申込期間

令和8年8月18日（火）から同年8月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

事務担当窓口＜1頁参照＞

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式B）を持参、メール又はファクシミリで事務担当窓口へ提出すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けな

い。

なお、メール又はファクシミリにより質問を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 受付期間

令和8年8月18日（火）から同年9月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

事務担当窓口＜1頁参照＞

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、令和8年10月2日（金）までに、スポーツ振興課ホームページにおいて公表する。

(5) 指定申請書の受付

応募する法人等（以下「申請者」という。）は、申請に当たって、次の書類（以下「申請書類」という。）を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申請書（指定管理の指定の申請等に関する規則様式。以下「指定申請書」という。）
- (イ) 事業計画書（様式1）
- (ウ) 施設の管理に係る収支予算書（様式2）
- (エ) 法人等の概要（様式3）
- (オ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (カ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (キ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (ク) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (ケ) 役員名簿（様式4）
- (コ) 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式5）
- (サ) 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式6）
- (シ) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書
- (ス) 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- (セ) グループ構成員表（グループを構成して応募する場合）（様式7）
- (ソ) コンソーシアム設立に係る協定書の写し（グループを構成して応募する場合）
※標準例を参考とすること。

イ 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

ウ 受付期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）から同年 10 月 19 日（月）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

エ 提出場所

事務担当窓口＜ 1 頁参照＞

オ 提出方法

持参又は書留郵便（令和 8 年 10 月 19 日（月）必着）

8 指定管理者の審査基準及び配点

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点
利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	・ 管理運営の基本方針	（公の施設としての設置目的への理解） ・ 武道館の設置目的とあり方を理解しているか。	5
		（今後の管理運営の方向性） ・ 武道館の管理運営について、現状把握が適切になされ、今後の運営方針が的確に示されているか。	5
	（小計）		10
武道館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	・ サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	（サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果） ・ 施設の利用時間帯並びに利用料金の設定は利用者の利便性に配慮したものとなっているか。 ・ 利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	10
		（利用促進に向けた方策） ・ 施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。	5
		（人員の配置計画） ・ 適正な管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・ 施設管理運営に関する知識と経験を有する職員が配置される計画となっているか。	5

	・危機管理に関する取組	(災害等緊急時の対応等) ・災害等緊急時における対応方策が確保されているか。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・緊急連絡網が整備されているか。	10
		(個人情報の保護等) ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。	
		(利用者からの苦情等への対応) ・利用者からの苦情に対し、適切に対応できる方策が確保されているか。	
	・効率的な管理運営に関する取組	(指定管理料要望額) ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料収入額は妥当か。	5
		(収支計画の妥当性、実現の可能性) ・収支予算書の積算は妥当か。また、事業計画書との整合性は図られているか。	5
		(効率的な維持管理計画) ・効率的に管理運営し、経費の節減、利用料金の増収等に取り組む内容であるか。	5
	(小計)		45
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	・申請者の管理運営体制	(組織体制) ・事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的な体制があるか。	15
		(類似施設の管理実績) ・類似施設の管理の実績は十分か。	
	・法令等の遵守状況	(労働法令その他の関係法令等の遵守の状況) ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	
	・申請者の経理的基礎	(経営の安定性) ・経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営破綻するおそれはないか。	10
	(小計)		25
武道館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合すること。	・企画事業の実施	(企画事業の妥当性) ・武道館の施設等を効率的に活用しながら、幅広い年齢層の県民を対象とした、武道その他スポーツの振興と心身の健全な発達につながる事業を積極的に実施する内容となっているか。	20
	(小計)		20
(合計)			100

9 指定管理者の選定手順

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者6名程度で構成する「環境文化部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

提出された申請書類に基づき、岡山県環境文化部スポーツ振興課において応募資格の適否について審査を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを選定委員会の場で実施する。

公開プレゼンテーションの日時等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

選定委員会は、各申請者の申請書類について、前記「8 指定管理者の審査基準及び配点」（以下「審査基準」という。）により審査を行い、原則として、各委員の採点の合計点が最高の申請者を指定管理者候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満の場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に書面で通知する。

(6) 選定結果の公表

選定結果等を県のホームページにおいて公表する。

(7) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、県議会での議決を経て、指定管理者として指定される。

10 協定書の締結

議会で指定管理者の指定及び予算が議決された後において、指定管理業務の開始までの間に、県と指定管理者は協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、包括協定及び年度協定を締結する。

11 指定管理者業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により武道館の指定管理者業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、指定管理者に対して必要な指示又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

イ 指定管理者が業務の改善等に関する指示に従わない場合又は指定管理者の責めに

帰すべき事由により武道館の指定管理者業務を継続することが困難となった場合などには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部又は一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく武道館の指定管理者業務を遂行できるよう必要な対応を行わなければならないものとする。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力その他の県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県と指定管理者は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後は、次の指定管理予定候補者として、選定委員会による審査の結果、次点となった候補者と指定管理者業務に関する協議を行うことがある。

12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、別表のとおりとする。

なお、別表に定める事項で疑義が生じた場合又は別表に定めのない事項で必要がある場合は、県と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

13 その他

(1) 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(3) 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とする。

(4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。

(5) 申請書類の受理後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。

(6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及び関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

14 問い合わせ先

郵便番号	700-8570
所在地	岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県環境文化部スポーツ振興課企画班
電話番号	086-226-7440
ファクシミリ番号	086-225-0260
ホームページ	http://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/
メールアドレス	sposhin@pref.okayama.lg.jp (メールの標題に「指定管理者の件」と記載すること。)

(本要項の添付書類)

- 1 申請書様式
- 2 岡山武道館指定管理者業務仕様書
- 3 参考資料

【別表】 県と指定管理者とのリスク分担

種 類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	① 大規模な修繕 （1 件が 100 万円以上であって、県と指定管理者が協議の上決定するもの） ② ①以外のもの	○	
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制 の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	① 指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	② ①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	① 指定管理者の業務に関するもの		○
	② ①以外のもの	○	

注) 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上、決定することとする。

（別紙：第 20 条第 4 項の規定による指定管理料の変更に係る増減額の算定方法）

1 算定の基礎金額

（令和 9 年度～令和 13 年度）※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額（円）	内訳
人件費	正規職員賃金	づ き 設 定 営 業 務 に 係 る 収 支 予 算 書 に 基 づ き 申 請 時 に 提 出 し た 「 管 理 運 賃 」 に 基 づ き	○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 8 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（※ 1）に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100（％） ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 7 年度の消費者物価指数（※ 2）を 100 とした場合の、各年度の前年度の 10 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3（％） ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3（％） ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごと示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②乙が令和 8 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・ 増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと ・ 千円未満切り捨て
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・ 千円未満切り捨て